

原子力安全に関する I A E A 閣僚会議に対する日本国政府の報告書・正誤表

○概要

該当箇所	誤	正
P32 (21)4 行目	こうした制約下でも、一定の仮定を設けて、SPEEDIにより放射性物質の拡散傾向等を推測し、避難行動の参考等として本来活用すべきであった。	一方、文部科学省、原子力安全・保安院及び原子力安全委員会は、内部検討のため放出源等に関し様々な仮定をおいた上で試算を行っていた。放出源情報に基づく予測ができないという制約下では、一定の仮定を設けて、SPEEDIにより放射性物質の拡散傾向等を推測し、避難行動の参考等として本来活用すべきであったが、現に行われていた試算結果は活用されなかった。

○IV. 福島原子力発電所等の事故の発生・進展

該当箇所	誤	正
P79 表IV-5-5	3/16 11:00 頃 原子炉建屋火災について現場確認したところ、自然に火が消えていることを確認	3/15 11:00 頃 原子炉建屋火災について現場確認したところ、自然に火が消えていることを確認

○XII. 現在までに得られた事故の教訓

該当箇所	誤	正
P9 (21)4 行目	こうした制約下でも、一定の仮定を設けて、SPEEDIにより放射性物質の拡散傾向等を推測し、避難行動の参考等として本来活用すべきであった。	一方、文部科学省、原子力安全・保安院及び原子力安全委員会は、内部検討のため放出源等に関し様々な仮定をおいた上で試算を行っていた。放出源情報に基づく予測ができないという制約下では、一定の仮定を設けて、SPEEDIにより放射性物質の拡散傾向等を推測し、避難行動の参考等として本来活用すべきであったが、現に行われていた試算結果は活用されなかった。